平成２９年（フ）第５７９１号
大阪府豊中市豊南町東３丁目４番17号
債務者　小渕久美子（旧姓衣川）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５３号
大阪市福島区野田２丁目19番11号、前住所京都府舞鶴市行永東町39番地６
債務者　太田　隆子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９５号
大阪府門真市寿町８番14号
債務者　上田　穂純
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２号
兵庫県加東市南山３丁目12番地10
債務者　岸本　浩一
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２７６号
香川県高松市鶴市町975番地２　フォブール倉敷102
債務者　岡　　達郎
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７７号
香川県高松市鶴市町975番地２　フォブール倉敷102
債務者　岡　真巳子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１１号
香川県高松市六条町1263番地４
債務者　鈴木　幸江（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２号
福岡県大牟田市小浜町47番地１　県営住宅小浜第２団地　２棟311号
債務者　川上　洋子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第８号
山梨県甲斐市竜王新町639番地１
債務者　林　秀一郎
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０８号
山梨県甲府市城東３丁目５番11号、前住所山梨県中巨摩郡昭和町清水新居949番地５　アルモニー・ドゥ104号
債務者　井上　順子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
山梨県南アルプス市湯沢870番地　深沢アパート２階　201号室、前住所山梨県南アルプス市東南湖1638番地１
債務者　笹本　恭正
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６号
山梨県南アルプス市山寺634番地１　飯室住宅３、前住所山梨県南アルプス市小笠原749番地１
債務者　三村マルシオこと　ＭＩＭＵＲＡ　ＭＡＲＣＩＯ
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９４０号
名古屋市中川区戸田明正２丁目2901番地　県営戸田北住宅２棟104号
債務者　中山　隆成
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１１８号
名古屋市熱田区六番２丁目12番25号　プレスイン六番南３Ｄ号
債務者　宮崎　恵美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６号
兵庫県姫路市豊富町豊富838番地１　市営津熊住宅２棟205号
債務者　藤田　勝也
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部